

第33回 定時株主総会 招集ご通知

■日時

2022年6月10日(金曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)

■場所

東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階「ボールルーム ノース」

(末尾の株主総会会場 ご案内図をご参照ください。)

■決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件



スパークス・グループ株式会社

SPARX



代表取締役社長

高部 修平

スパークスの安定的に稼ぐ力が 着実に前進し増益を達成

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

先ず、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、及び関係者の皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。また、日々不眠不休で働かれている医療関係者の皆様には心より感謝申し上げます。

このような有史に残るであろうパンデミックや地政学リスクが顕在化する中においてもスパークスは、引き続き安定して高い運用実績を維持するとともに、費用面についてもこれまで以上にコントロールを行い、安定的に稼ぐ力を着実に前進させております。グループ運用資産残高（AUM）は前期末比1.3%増加に留まっておりますが、基礎収益が成長したことで、増益を達成できたと考えております。スパークスを支える土台は一年を通じて確実に強くなっております。

AUMを2026年までに従来の高いパフォーマンスを維持しながら、前期末の約2倍の3兆円に増加させることを当面の目標としております。これまで投資会社として築き上げてきたプラットフォームは世界に誇るべきユニークかつ強固なものと思っております。これをスパークスの厚い人材力、投資力の2本柱を軸にさらに成長させる所存です。

現在AUM1兆5,557億円のうち1兆210億円は日本株式の投資戦略です。これは創業から32年間、こつこつと積み上げてきたスパークスの投資力と運用実績の賜物です。スパークスの日本株式の運用におけるブランド力を強化してさらなる成長を目指してまいります。アジアの上場株式に投資するOneAsia投資戦略も、アジア人としてアジアのために投資する会社でありたいという思いから、立ち上げております。この思いを持ちアジアでの投資活動をさらに深く考え、良い投資を実行して、それを世界に広く発信していきたいと考えております。加えて、再生可能エネルギー発電所への投資、AI・ロボティクスなどの投資領域へのベンチャー投資など、スパークスの投資力を土台に新たな領域を創造すべく一層の努力をしてまいります。

また、ファンドビジネスの強化を進めながら、成長領域であるエネルギー、医療、フィンテックなどの領域へ種を撒いて、スパークスのビジネスとして具体的な形の新たなビジネスへ創造してまいります。

「世界で最も信頼尊敬されるインベストメントカンパニーになる」という創業当初の志を持ちながら、投資家の皆様に支持される会社であり続けられるよう努力精進してまいります。

株主の皆様には、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 8739

2022年5月19日

東京都港区港南一丁目2番70号

品川シーズンテラス

スパークス・グループ株式会社

代表取締役社長 **阿部 修平**

第33回 定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会場は大幅に座席数を減らしております。当日のご出席はお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。席数を超える来場者がいらっしゃった場合、入場制限を行わせていただくことがございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

当日ご出席に代えて、2022年6月9日（木曜日）午後5時30分までに以下のいずれかの方法によって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。また、接触感染リスク低減のため、本株主総会へのご出席は極力お控えいただき、議決権の行使につきましては書面又はインターネット等によって行っただけであることを強く推奨申し上げます。

[書面（郵送）による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権の行使]

議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、上記行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しては、「インターネット等による議決権行使のご案内」（6頁から7頁まで）をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年6月10日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都品川区北品川四丁目7番36号 東京 Marriott ホテル 地下1階「ボールルーム ノース」 ※詳細については、末尾の株主総会会場 ご案内図をご参照ください。
3 目的事項	報告事項 1. 第33期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第33期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 株式併合の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
4 議決権の行使等についてのご案内	5頁に記載の【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 株主様の個人情報を保護するための「個人情報保護シール」を同封いたしましたので、議決権行使書のご返送の際にご使用ください。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、記載しておりません。従って、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類、また会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、それぞれ本招集ご通知の添付書類に記載したものの他、当社ウェブサイトに掲載した以下のものを含んでおります。
 1. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 2. 連結計算書類の「連結注記表」
 3. 計算書類の「個別注記表」
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類等に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください。

当社ウェブサイト (<https://www.sparx.jp>)

＜株主様へのお願い及び当日の感染防止策等について＞

- ・ 接触感染リスク低減のため、本定時株主総会へのご出席は極力お控えいただき、議決権の行使につきましては書面又はインターネット等によって行っていただくことを強く推奨申し上げます。（招集ご通知5～7頁をご参照ください。）
- ・ 発熱や咳等の症状のある方、新型コロナウイルス感染が疑われる方はご来場をお控えください。これらに該当する方は、感染拡大防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
- ・ 万一、ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用及び消毒液の使用に、ご協力をお願いいたします。マスクをご着用いただけない場合は、ご入場をお断りすることがございます。
- ・ 席数を超える来場者がいらっしゃった場合、入場制限を行わせていただくことがございます。
- ・ 運営スタッフは、事前に体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 会場には消毒液を設置させていただきます。
- ・ 株主総会終了後、例年開催しておりました当社グループの事業に関する説明会は中止とさせていただきます。
- ・ 当社グループ投資信託の紹介等の展示コーナーは、設けません。
- ・ 本定時株主総会ご出席株主様へのお土産及びお飲み物の提供は取り止めさせていただきます。
- ・ 本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際はご確認ください。（<https://www.sparx.jp>）

議決権の行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2022年6月10日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京マリオットホテル 地下1階 「ボールルーム ノース」
（末尾の「株主総会会場 ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月9日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン等から議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取りいただくことでも議決権行使が可能です。

行使期限 2022年6月9日（木曜日）午後5時30分入力分まで

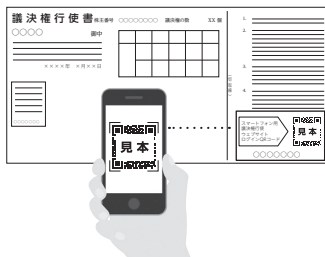
- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

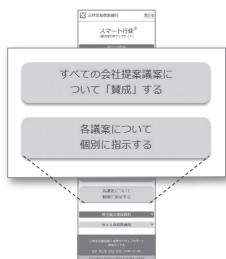
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

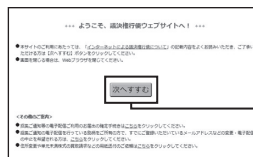
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

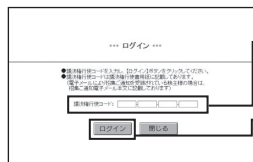
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

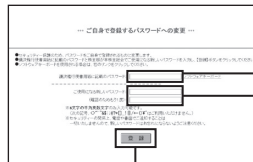
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

なお、インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使のお取り扱いについて

- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- インターネット等による議決権行使は、2022年6月9日（木曜日）の午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。

2. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コード及びパスワードは、本総会に限り有効です。

3. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120(652)031(受付時間 午前9時～午後9時)
- その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
 - (1) 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
 - (2) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120(782)031(受付時間 土日休日を除く 午前9時～午後5時)

以上

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置づけております。株主還元につきましては、中長期的な視点に立ち、安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況及び還元性向等の他、実施時期や実施方法を総合的に勘案して行う方針であります。

この方針の下、当期の期末配当につきましては、引き続き安定した財務状況にあること、基礎収益（※）が安定的に増加していること等から、前期の普通配当1株につき11円に1円を加えた、1株につき12円の普通配当を実施するものであります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 12円 （前期普通配当実績より1円増配） 配当総額 2,422,538,280円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月13日

（※）「基礎収益」とは事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す経営指標であり、その算定方法は以下のとおりです。

基礎収益＝残高報酬（手数料控除後）－経常的経費

「経常的経費」とは①支払手数料全額、②実績賞与等（賞与引当金繰入、賞与に係る法定福利費及びESOP費用を含む）、③役員に対する退職金等の一時的支払の合計を、営業費用・一般管理費の合計から控除した費用の合計を指しています。

計算書類上の「営業利益」には一時的・追加的に発生する成功報酬が含まれておりますが、成功報酬は株式市場の動向や実物資産投資の事業進捗状況などによって大きく変動するため、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を表す「基礎収益」を、最も重要な経営指標の一つと考えております。

第2号議案

株式併合の件

1. 提案の理由

本件は、当社の普通株式5株を1株に併合する株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

当社の株価は252円、投資単位は、25,200円（2022年5月2日現在）であり、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である「5万円以上50万円未満」の範囲を大幅に下回っており、本株式併合によりこの状況の改善を図るものであります。

2. 提案の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

5株につき1株の比率をもって併合いたします。

（2022年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式数が基準となります。）

(3) 効力発生日

2022年10月1日

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

128,800,000株

3. 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の規定に基づき一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(※) 本議案に関する追加のご説明・注意事項等は、25頁に記載の「(ご参考) 株式併合について」をご参照ください。

第3号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

本株式併合の効力発生に伴い、会社法第182条第2項により、当社の発行可能株式総数につき、128,800,000株に減少する旨の定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定款の記載に反映してより明確化するため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第5条の記載を変更するものであります。なお、本変更については、本株式併合の効力発生日である2022年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>644,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>128,800,000株</u> とする。

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(発行可能株式総数に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 第5条（発行可能株式総数）の変更は、2022年10月1日から効力を生ずるものとする。なお、本条の規定は、2022年10月1日経過後にこれを削除する。</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 定款第14条の変更は2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした経営体制の一層の強化に向け、1名の増員を含む、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	あ べ しゅう へい 阿 部 修 平	代表取締役社長 グループCEO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長 CEO	再任
2	ふか み まさ とし 深 見 正 敏	代表取締役副社長 グループCOO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社 取締役 スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社 取締役会長	再任
3	ふじ むら ただ ひろ 藤 村 忠 弘	代表取締役専務 グループCIO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役専務 CIO シニア・ファンド・マネージャー SPARX Asia Investment Advisors Limited Director	再任
4	みね まつ ひろ し 峰 松 洋 志	グループ専務執行役員 グループCFO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 専務取締役 CFO スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社 取締役 スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社 取締役 SPARX Asia investment Advisors Limited Director SPARX Asset Management Korea Co.,Ltd. Director	新任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
<p style="text-align: center;">1 再任</p>	<p style="text-align: center;">あ べ しゅうへい 阿部 修平 (1954年5月10日)</p> <p style="text-align: center;">当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任33年</p>	<p>1981年4月 株式会社野村総合研究所入所 1982年4月 野村証券株式会社へ転籍 1985年4月 アベ・キャピタル・リサーチ設立代表取締役就任 1989年6月 当社代表取締役社長就任（現任） 2005年2月 Cosmo Asset Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.） Director就任 2006年10月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役社長就任 2008年12月 同社代表取締役会長就任 2009年6月 当社グループCIO就任 2010年4月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社CEO就任（現任） 2011年4月 同社代表取締役社長就任（現任） 当社グループCEO就任（現任） 2013年2月 Cosmo Asset Management Co., Ltd.（現 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.） Director就任</p>	<p style="text-align: center;">77,868,600株</p>
		<p>社内取締役候補者とした理由</p>	
		<p>海外の運用業界での豊富な経験をもって当社を設立し、以来33年にわたり当社グループを指揮し、独立系の投資運用会社として確固とした地位を築くとともに、当社グループを成長させてきました。当社グループの更なる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、当該候補者の選任に際し、当社が特に期待する知見・経験については、26頁「（ご参考）株主総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。</p>	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
<p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">ふかみ まさとし 深見 正敏 (1961年9月27日)</p> <p style="text-align: center;">当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任8年</p>	<p>1984年4月 野村證券株式会社入社</p> <p>1997年11月 スパークス投資顧問株式会社（現 スパークス・グループ株式会社）入社</p> <p>1998年5月 スパークス証券株式会社へ転籍</p> <p>2002年6月 同社代表取締役就任 スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現 スパークス・グループ株式会社）取締役（非常勤）就任</p> <p>2006年10月 当社執行役員就任</p> <p>2007年6月 当社常務取締役就任</p> <p>2008年4月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社取締役就任</p> <p>2008年10月 当社取締役就任</p> <p>2009年2月 スパークス証券株式会社代表取締役社長就任</p> <p>2010年7月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社取締役就任</p> <p>2012年8月 スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社代表取締役就任</p> <p>2014年2月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役就任</p> <p>2014年4月 スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社代表取締役社長就任</p> <p>2014年5月 当社取締役就任</p> <p>2015年12月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役常務執行役員就任</p> <p>2016年1月 当社グループ執行役員就任 スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社取締役会長就任（現任）</p> <p>2016年5月 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd. Director就任</p> <p>2017年4月 スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社取締役会長就任</p> <p>2017年6月 当社代表取締役就任</p> <p>2019年4月 当社代表取締役副社長 グループDeputy CEO就任 スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役副社長就任（現任） スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社取締役就任（現任）</p> <p>2021年4月 当社代表取締役副社長 グループCOO就任（現任）</p>	1,473,900株
		社内取締役候補者とした理由	
		<p>金融業界における経験を活かし、当社入社後は主としてマーケティングを担当し、その後内部統括管理や新規事業の立ち上げに携わり、当社グループの成長を牽引してまいりました。当社グループの更なる成長のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、当該候補者の選任に際し、当社が特に期待する知見・経験については、26頁「（ご参考）株主総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。</p>	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
<p style="text-align: center;">3 再任</p>	<p style="text-align: center;">ふじむら ただひろ 藤村 忠弘 (1963年12月27日)</p> <p style="text-align: center;">当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任5年</p>	<p>1986年 4月 日興証券投資信託委託株式会社（現 日興アセットマネジメント株式会社）入社</p> <p>1999年 7月 スパークス投資顧問株式会社（現 スパークス・グループ株式会社）入社</p> <p>2006年10月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社運用調査部 シニア・ファンド・マネージャー就任（現任）</p> <p>2007年 4月 同社運用調査部長就任</p> <p>2010年 4月 同社運用調査本部長 兼 株式運用部長就任</p> <p>2010年 6月 同社取締役就任</p> <p>2013年 4月 同社CIO就任（現任）</p> <p>2015年12月 同社常務執行役員就任</p> <p>2016年 9月 SPARX Asset Management Korea Co., Ltd. Director就任</p> <p>2017年 6月 当社取締役就任 当社グループ執行役員就任</p> <p>2018年12月 SPARX Asia Investment Advisors Limited Director就任 （現任）</p> <p>2019年 4月 当社グループ専務執行役員就任 当社グループCIO就任（現任）</p> <p>2021年 4月 当社代表取締役専務就任（現任） スパークス・アセット・マネジメント株式会社代表取締役専務就任（現任）</p>	459,400株
		社内取締役候補者とした理由	
		<p>金融業界における知識・経験を活かし、当社入社後は日本株式ファンドのファンドマネージャーとして卓越した運用実績を積み重ね、国内にとどまらず国外でも高く評価されております。当社グループの今後更なる成長と事業展開のために、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、当該候補者の選任に際し、当社が特に期待する知見・経験については、26頁「（ご参考）株主総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。</p>	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
<p style="text-align: center;">4 新任</p>	<p style="text-align: center;">みねまつ ひろし 峰松 洋志 (1971年9月28日)</p>	<p>1997年11月 朝日アーサーアンダーセン株式会社（現 PWCコンサルティング合同会社）入社</p> <p>1999年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）へ転籍</p> <p>2001年5月 公認会計士登録</p> <p>2005年7月 スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現 スパークス・グループ株式会社）入社</p> <p>2010年4月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社 コーポレート本部長就任（現任）</p> <p>2014年2月 同社 取締役就任</p> <p>2014年4月 スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社 取締役就任（現任）</p> <p>2015年2月 スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社 取締役就任（現任）</p> <p>2015年12月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社 執行役員就任 当社 コーポレート本部長就任（現任）</p> <p>2016年1月 当社 グループ執行役員就任</p> <p>2016年5月 SPARX Asia investment Advisors Limited Director就任（現任）</p> <p>2017年11月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社 業務本部長就任（現任）</p> <p>2018年3月 同社 取締役就任</p> <p>2019年4月 当社 グループ常務執行役員 グループCFO就任</p> <p>2019年6月 SPARX Asset Management Korea Co.,Ltd. Director就任（現任）</p> <p>2022年4月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社 専務取締役CFO就任（現任） 当社 グループ専務執行役員 グループCFO就任（現任）</p>	<p style="text-align: center;">147,300株</p>
		社内取締役候補者とした理由	
		<p>公認会計士としての高度な知見を有し、当社に入社後は主にコーポレート部門を担当し当社グループの管理部門の強化に大きく貢献してまいりました。今後の当社グループの更なる成長と事業展開のために、またコーポレートガバナンスの推進、強化が期待できることから取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、当該候補者の選任に際し、当社が特に期待する知見・経験については、26頁「（ご参考）株主総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者阿部修平氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の40頁に記載のとおりです。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 「所有する当社の普通株式数」は、株主名簿により株式数が確認できる2022年3月末の株数を記載しております。

第5号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

つきましては、監査体制の強化・充実を図るため1名の増員を含む、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	木村 一義	社外取締役（監査等委員） スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 大和ハウス工業株式会社 社外取締役 株式会社コジマ 取締役 株式会社ビックカメラ 代表取締役社長	再任
2	能見 公一	社外取締役（監査等委員） スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問 西本Wismettacホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役（監査等委員）	再任
3	中川 俊彦	社外取締役（監査等委員） スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 株式会社オフィス中川 代表取締役 あすか少額短期保険株式会社 社外監査役	再任
4	箱田 英子	森・濱田松本法律事務所パートナー 弁護士法人 森・濱田松本法律事務所 代表社員 株式会社キトー 社外監査役	新任

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
<p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外</p>	<p style="text-align: center;">きむら かずよし 木村 一義 (1943年11月12日)</p> <p style="text-align: center;">当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任2年</p>	<p>1967年4月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社） 入社 1996年6月 同社取締役就任 2000年3月 同社取締役副社長 就任 2001年1月 日興アセットマネジメント株式会社取締役副社長 就任 2001年6月 同社取締役社長 就任 2002年1月 同社取締役会長 就任 2003年6月 日興アントファクトリー株式会社取締役会長 就任 2004年3月 株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ 取締役会長 就任 2005年6月 日興コーディアル証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会 社）取締役会長 就任 2007年2月 株式会社日興コーディアルグループ代表執行役会長 就任 2009年10月 日興コーディアル証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社) 取締役会長 就任 2010年4月 同社顧問 就任 2011年6月 日立工機株式会社取締役 就任 2012年4月 株式会社ラ・ホールディングス代表取締役会長兼社長 就任 株式会社ビックカメラ顧問 就任 2012年5月 株式会社ベスト電器取締役 就任 2012年6月 当社監査役 就任 スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役 就任 (現任) 大和ハウス工業株式会社社外取締役 就任 (現任) 2012年11月 株式会社ビックカメラ取締役 就任 株式会社コジマ取締役 就任 同社代表取締役会長 就任 2013年2月 同社代表取締役会長兼社長代表執行役員 就任 2013年9月 同社代表取締役会長兼社長代表執行役員 就任 2020年6月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2020年8月 株式会社コジマ取締役 就任 (現任) 2020年9月 株式会社ビックカメラ代表取締役社長 就任 (現任)</p> <p style="text-align: center;">監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に加え他の業界でのマネ ジメントとしての豊富な経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長 期的な企業価値向上を図るといふ観点から当社の経営に活かしていただくた めに、監査等委員である当社社外取締役への選任をお願いするものであり、 その職務を適切に遂行できると判断しております。なお、当該候補者の選任 に際し、当社が特に期待する知見・経験については、26頁「(ご参考) 株主 総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。</p>	<p style="text-align: center;">200,000株</p>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 普通株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">2</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">再任 社外</p>	<p style="text-align: center;">のうみ きみかず 能見 公一 (1945年10月24日)</p> <p style="text-align: center;">当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任2年</p>	<p>1969年4月 農林中央金庫入庫 1999年6月 同金庫 常務理事就任 2002年6月 同金庫 専務理事就任 2004年6月 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社代表取締役社長就任 2006年6月 株式会社あおぞら銀行代表取締役副会長就任 2007年2月 同行代表取締役会長兼CEO就任 2009年7月 株式会社産業革新機構代表取締役兼社長CEO就任 2015年7月 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション顧問就任（現任） 2016年3月 西本Wismettacホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2016年6月 コニカミノルタ株式会社社外取締役就任 2017年6月 当社社外取締役就任 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役就任（現任） 2021年6月 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に加え他の業界での社外役員としての豊富な経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、監査等委員である当社社外取締役への選任をお願いするものであり、その職務を適切に遂行できると判断しております。なお、当該候補者の選任に際し、当社が特に期待する知見・経験については、26頁「（ご参考）株主総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">3</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">再任 社外</p>	<p style="text-align: center;">なかがわ としひこ 中川 俊彦 (1951年9月30日)</p> <p style="text-align: center;">当社における 取締役会への出席状況 17回中17回出席 在任2年</p>	<p>1974年4月 野村證券株式会社入社 1997年6月 同社取締役就任 2001年5月 同社常務取締役就任 2001年6月 同社顧問就任 2001年7月 あいおい損害保険株式会社（現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）常務執行役員就任 2008年4月 同社専務執行役員就任 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社専務執行役員就任 2014年4月 オフィス中川代表就任 2014年11月 キャピタル・パートナーズ証券株式会社顧問就任 2015年4月 株式会社オフィス中川代表取締役就任（現任） 2015年6月 当社社外取締役就任 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） スパークス・アセット・マネジメント株式会社監査役就任（現任） あすか少額短期保険株式会社社外監査役就任（現任）</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>金融業界におけるマネジメントとしての豊富な経験に基づく幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、監査等委員である当社社外取締役への選任をお願いするものであり、その職務を適切に遂行できると判断しております。なお、当該候補者の選任に際し、当社が特に期待する知見・経験については、26頁「（ご参考）株主総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。</p>	<p style="text-align: center;">100,000株</p>

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">4</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">新任</p> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">社外</p>	<p style="text-align: center;">はこだ えいこ 箱田 英子 (1957年5月25日)</p>	<p>1980年4月 濱田松本法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) 入所 1990年4月 最高裁判所司法研修所 司法修習生 1992年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 濱田松本法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) 入所 2005年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー就任(現任) 2016年1月 弁護士法人 森・濱田松本法律事務所代表社員就任(現任) 2019年6月 株式会社キトー社外監査役就任(現任)</p>	<p>一株</p>
		<p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0;">監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>弁護士としての専門的な知識と豊富な経験に基づく様々な業種に対する幅広い見識を、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るという観点から当社の経営に活かしていただくために、監査等委員である当社社外取締役への選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外役員となること、弁護士法人の代表社員となること以外に、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由から、その職務を適切に遂行できると判断しております。なお、当該候補者の選任に際し、当社が特に期待する知見・経験については、26頁「(ご参考) 株主総会後の取締役のスキルマトリックス」をご参照ください。</p>	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木村一義氏、能見公一氏、中川俊彦氏及び箱田英子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、2020年6月9日開催の第31回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、社外監査役であった木村一義氏、社外取締役であった能見公一氏及び中川俊彦氏は、監査等委員である社外取締役に就任しております。よって、監査等委員会設置会社へ移行した後、木村一義氏、能見公一氏及び中川俊彦氏の、当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。
4. 上記3. の他、木村一義氏は、監査等委員会設置会社に移行前の社外監査役としての在任期間が8年あります。また、能見公一氏及び中川俊彦氏は、監査等委員会設置会社に移行前の社外取締役としての在任期間がそれぞれ3年及び5年あります。
5. 当社は、木村一義氏、能見公一氏及び中川俊彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。各氏の選任が原案どおり承認された場合には、木村一義氏、能見公一氏及び中川俊彦氏との間で当該契約を継続し、箱田英子氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の40頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 木村一義氏、能見公一氏及び中川俊彦氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。なお、各氏の選任が原案どおり承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
8. 「所有する当社の普通株式数」は、株主名簿により株式数が確認できる2022年3月末の株数を記載しております。

取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、「固定報酬」、「短期業績連動報酬（業績賞与）」及び「中長期業績連動報酬」で構成されていますが、本議案は、当社の監査等委員でない取締役（下記のとおり、社外取締役を除きます。）を対象に、「中長期業績連動報酬」の代替として、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本議案は、2020年6月9日開催の第31回定時株主総会においてご承認いただきました、監査等委員でない取締役の報酬の限度額（年額1,500百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、2023年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する監査等委員でない取締役（社外取締役を除きます。以下、「取締役」とは、社外取締役を除く、監査等委員でない取締役を意味するものとします。）に対して支給するというものです。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告Ⅳ. 会社役員の状況に関する事項 4. 取締役の報酬等の額に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容の一部を本議案に記載のとおり変更することを予定しているところ、本議案の内容はかかる変更後の方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的な内容であるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、以降、「中長期業績連動報酬」の給付は行わないこととしますが、「中長期業績連動報酬」は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるという点において本制度と同じ目的を有するものであることから、2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度の期間における職務執行の対価として支給することを予定していた「中長期業績連動報酬」の金額に相当する数の株式を、本制度に基づく報酬として支給することといたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社の普

通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則としてポイント付与の3年後です。

① 本制度の対象者	当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	2023年3月末日に終了する事業年度から 2026年3月末日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間4事業年度において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金1,800百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり200,000ポイント（下記（3）①の経過措置ポイントを含む。また、上記ポイント数は1ポイント5株で記載しており、本株式併合後には1ポイント1株となる）
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	ポイント付与から3年経過後（ただし、当該期間経過前に取締役を退任する場合等は当該時点） ただし、下記（3）①の経過措置ポイント見合いの当社株式については、ポイントの付与から1年経過後、2年経過後及び3年経過後の3回に分けての交付とする

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約7年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金（なお、下記（3）①の経過措置ポイント見合いの株式の取得資金を含みます。）として、合計金1,800百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記（3）③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用についても、合わせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金450百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長して本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ交付されていない当社株式がある場合には、当該当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり200,000ポイントを上限とします。

なお、2020年3月末日で終了する事業年度から2022年3月末日で終了する事業年度の期間における職務執行の対価として支給することを予定していた「中期業績連動報酬」の金額に相当する数の株式見合いのポイント（なお、かかるポイントを「経過措置ポイント」といいます。）を、本信託を設定する事業年度中に付与しますが、上記の1事業年度当たりの上限ポイント数は、当該経過措置ポイント分を含むポイント数としております。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けません。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、原則としてそれまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式5株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。なお、第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されますと、本株式併合の効力発生日である2022年10月1日付で、1ポイントは当社株式1株となる予定です。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてポイントの付与から3年経過後（ただし、当該期間経過前に取締役を退任する場合等は当該時点）に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。ただし、上記①の経過措置ポイント見合いの当社株式については、ポイントの付与から1年経過後、2年経過後及び3年経過後の各時点において、3回に分けて、都度本信託の受益権を取得したうえで、交付を受けるものとします。

また、上記②のうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

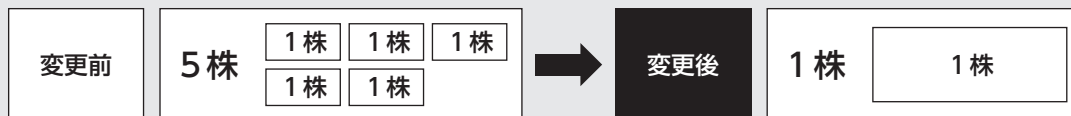
本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(ご参考) 株式併合について

株式5株を1株に株式併合することを予定しております。



2022年10月1日に、その前日のご所有株式数の5分の1になります。

(本株主総会第2号議案が承認可決されることが条件となります。)

株式併合によって、

- 当社株式の投資単位が東京証券取引所により望ましいとされている「5万円以上50万円未満」になります。
- 株主様のご所有の当社株式数は併合前の5分の1となりますが、1株当たりの資産価値は5倍となるため、ご所有の当社株式の資産価値は変わりません。株価についても、理論上は併合前の5倍となります。
- 配当については、所有株式の経済的価値の変動が生じないよう、本株式併合の効力発生後には1株当たりの配当金を調整させていただく予定です。株式併合を理由に受け取り配当金の総額が変動することはありません。

<例> 2022年1月31日公表の2021年度配当金予想（期末配当12円）をもとにした試算の一例

変更前 2022年3月期期末配当

1株当たりの 期末配当額		株式併合前 所有株式数		税引前 配当金額
12円	×	500株	=	6,000円

変更後 2022年3月期期末配当

1株当たりの 期末配当額		株式併合後 所有株式数		税引前 配当金額
60円	×	100株	=	6,000円
5倍に調整		5分の1に		変動ありません

<ご注意ください>

- ・単元株式数は100株のままで変更ございません。議決権は株式併合後のご所有株式100株につき1個となります。
- ・500株未満の株式をご所有の場合は、本株式併合後、ご所有株式数が100株に満たない単元未満株式となるため、取引所市場における売買機会及び株主総会における議決権を失うことになります。
- ・株式併合後の100株に満たない単元未満株式につきましては、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことで、単元未満株式を解消することができます。この場合、株主様でのお手続きが必要になりますので、お取引をされている証券会社又は株主名簿管理人までお問合せください。なお、当社では本制度のご利用に伴う手数料はいただいておりません（無料）。また、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。
- ・5株未満の株式をご所有の株主様は、株式併合後、株主たる地位を失うことになります。
- ・株式併合後の1株に満たない端数株式は、当社が一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします（株主様に特段のお手続きをいただく必要はございません）。

株主名簿管理人連絡先 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 [受付時間 午前9:00~午後5:00 (土・日・祝日等を除く)]

(ご参考) 株主総会後の取締役のスキルマトリックス

当社の取締役会は、当社グループのビジネス展開において必要となる多様性や国際性などに留意しつつ、企業経営に関する豊富な知識と経験、企業価値向上に寄与する資質・能力、各専門分野に対する深い知見を備えていることなどに加えて、取締役会での多角的で建設的な議論に積極的に参加することのできる、「優れた人間性を有し、これまでの実績や経験等から当社の取締役としてその職務を全うして、当社グループの今後の更なる成長と事業展開に資すると認められる人物」を、取締役候補者として選定する方針です。

また、取締役会全体として、経営の基本方針の策定や特に重要な経営判断の他、取締役及び執行役員の業務執行を適切に監督し、助言を与えることができるよう、知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、当社グループの事業規模等から考える適正規模と多様性のバランスを考慮した構成と致します。

当社の取締役会は、経営戦略に照らして各取締役が備えるべき知見・経験を以下の7項目に特定しております。本招集通知記載の候補者を原案どおり選任いただいた場合、各取締役に対して当社が特に期待する知見・経験を最大3項目選んだ取締役のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	地位及び担当	性別	年齢 ※1.	取締役 在任年数	当社が特に期待する知見・経験（最大3つ）						
					経営全般	投資評価・ 分析業務	事業開発・ マーケティング業務	国際 ビジネス	異業種経験	財務・会計	コンプライアンス・ 法務・リスク マネジメント
阿部 修平	代表取締役社長 グループCEO	男	67歳	33年	○		○	○			
深見 正敏	代表取締役副社長 グループCOO	男	60歳	8年	○		○				○
藤村 忠弘	代表取締役専務 グループCIO	男	58歳	5年	○	○		○			
峰松 洋志	取締役 グループCFO	男	50歳	0年	○					○	○
木村 一義	社外取締役 監査等委員	男	78歳	2年 ※2.	○		○		○		
能見 公一	社外取締役 監査等委員	男	76歳	5年 ※3.	○	○				○	
中川 俊彦	社外取締役 監査等委員	男	70歳	7年 ※3.	○		○		○		
箱田 英子	社外取締役 監査等委員	女	64歳	0年	○				○		○

※1. 年齢は2022年3月末現在。

※2. 木村一義氏は、監査等委員会設置会社移行前の社外監査役としての在任期間が8年ありますが、上記には含まれておりません。

※3. 能見公一氏及び中川俊彦氏は、監査等委員会設置会社移行前の社外取締役としての在任期間が、それぞれ3年及び5年含まれております。

以上

(添付書類)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本株式市場は、米国の雇用統計の改善とバイデン大統領による500億ドル規模の半導体生産支援策などによる米国市場の上昇を受け、小幅な上昇で始まった後、米国の長期金利や米国株市場の先行きに警戒感が高まり下落基調となりました。その後世界的な景気回復期待や国内企業の好調な決算、国内での新型コロナワクチン接種の進展期待に伴い上昇する場面もあったものの上値が限定的となっていました。9月に菅自民党総裁の次期自民党総裁選不出馬の表明を受け、閉塞感の強かった政局の変化が好感され9月中旬には日経平均株価は3万円台を回復いたしました。しかしながら、中国の大手不動産開発企業の信用不安から株式市場の警戒感が高まり下落し、その後は衆議院議員選挙で与党が大方の予想よりも議席を多く獲得したことなどで上昇しましたが、感染力の強い新型コロナウイルスの変異種（オミクロン株）が確認されたことで経済活動再開への期待が後退したことなどにより日経平均株価は急落するなど一進一退を繰り返しました。2022年に入りウクライナでの地政学リスクの高まりにより日本株式市場は下落し、ロシア軍によるウクライナの首都や原子力発電所への攻撃を受けて市場の警戒感の高まりや、日銀が金融緩和政策を維持するなか円安が進行したことなどにより、日経平均株価は前期末に比べ4.7%下落し27,821.43円で取引を終えました。

このような市場環境のもと、当社グループの当連結会計年度末運用資産残高は、1兆5,557億円（注1）と前期末に比して1.3%増加しました。

事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標である基礎収益（注2）は、残高報酬の増加等により、前期比38.5%増の61億57百万円（前期は44億44百万円）となっており、実質的な収益体質は着実に強化されております。

日本株式を投資対象とする運用戦略は、当連結会計年度後半で日本株式市場が不安定となりその影響を受け前連結会計年度末に比べ日本株式の運用資産残高は減少しました。しかし、日本株式ロング・ショート投資戦略や日本株式サステナブル投資戦略は資金流入を伴い運用資産残高を増加させております。サステナブル投資戦略についてスパークスが創業以来ESGの基本的な考え方を意識して運用してきた結果であり、世界の投資家から関心をもっていただいております。私どもの投資哲学や運用スタイルへの関心も引き続き高いことから、「日本株ならスパークス」とのSPARXブランドを幅広く認知いただくよう努めております。

アジア株式を投資対象とするOneAsia運用戦略は、東京・香港・韓国のファンドマネジャーがアジア企業への調査などを共同で行っており、投資アイデアを共有することを続けた結果、パフォーマンスも上がり運用資産残高の増加につながってきております。韓国子会社では運用資産残高が増加したことで、単独で黒字化を達成いたしました。スパークスはアジアに運用調査のチームを持つ、非常にユニークな投資会社であると考えております。アジア企業の調査を通じ、今まで日本株式運用で培った運用手法を伝承することで「アジア株もスパークス」とのSPARXブランドを構築してまいります。

再生可能エネルギー発電事業のインフラ資産や不動産を投資対象とする実物資産の運用戦略は、全国の発電施設への投資を32件実行しており、再生可能エネルギー投資戦略の運用資産残高は2,438億円の規模となっております。太陽光のみでなく、風力・バイオマス発電所も安定稼働させており、これら発電所への投資による長期的に安定したキャッシュ・フローを源泉としたファンドも運用しております。近年では、これまで大企業が主に自社のバランスシートで行ってきた再生可能エネルギー発電所への投資を見直し、再生可能エネルギー発電所を売却し流動化する動きが続いております。当社グループの運用するファンドではこの機をとらえ、外部からの発電設備の取得も行うことができることから投資家として適正な価格・リターンを評価しながら積極的に投資してまいります。今後も引き続き再生可能エネルギーファンドのパイオニアとして皆様のご期待にお応えするべく、魅力的な投資商品の提供を行ってまいります。

プライベートエクイティ投資戦略は、次世代の企業の成長に資する投資を長期的な視点から実践し、投資会社として未来を創造する新たな領域を開拓するため設立した未来創生ファンドが、1号ファンドに続き2号ファンドも順調に投資が進み、当連結会計年度に3号ファンドを設立いたしました。規模・質ともに日本で最大級のベンチャー投資の運用機関なることができたと考えております。IPO等のイグジット案件も出ており、これまでの投資の成果が、具体的に投資家の皆様へのリターンとして実現してきております。これらのファンドについても質の高い投資を着実に実行し、投資実績を積み上げ、革新的な技術やビジネスモデルで世界をリードする企業を発掘・育成することで未来社会に貢献することを目指してまいります。

上記の結果、当連結会計年度における残高報酬（注3）は前期比15.2%増の125億77百万円となりました。さらに、成功報酬（注4）は、前期比61.8%減の12億8百万円となり、営業収益は前期比1.8%減の140億43百万円となりました。

営業費用及び一般管理費は、前期比4.6%減の75億78百万円となりました。これは主にオフィス関連費用及びESOP関連費用が減少したこと等により費用が減少したものです。

この結果、営業利益は前期比1.8%増の64億64百万円、経常利益は前期比0.8%増の62億41百万円となりました。また、当社が保有する投資有価証券の一部売却による投資有価証券売却益6億63百万円を特別利益に、投資有価証券評価損5億60百万円を特別損失に計上し、税金等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比17.4%増の40億70百万円となりました。

（注1）当連結会計年度末（2022年3月末）運用資産残高は速報値であります。

（注2）基礎収益とは、経常的に発生する残高報酬（手数料控除後）の金額から経常的経費を差し引いた金額であり、当社グループの最も重要な経営指標のひとつであります。

（注3）残高報酬には、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所等の管理報酬を含んでおります。

（注4）成功報酬には、株式運用実績から発生する報酬の他に、不動産購入・売却に対して当社グループがファンドから受ける一時的な報酬や、日本再生可能エネルギー投資戦略に関連する発電所スキームの組成の対価等として受ける一時的な報酬（アクイジションフィー）及び再生可能エネルギーファンドが、投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬を含んでおります。

2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

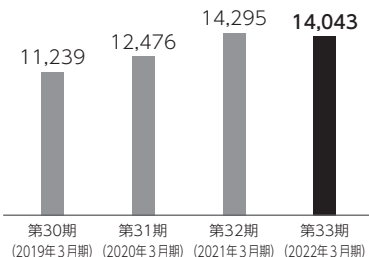
該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

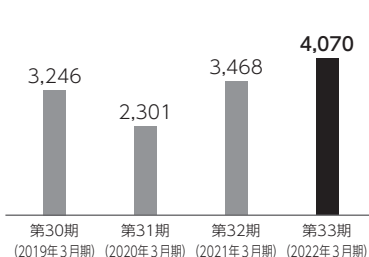
該当事項はありません。

3. 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

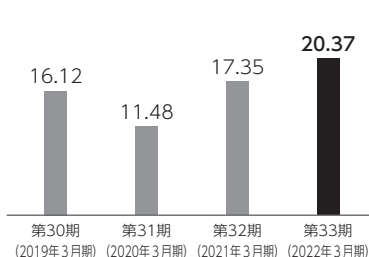
営業収益 (単位：百万円)



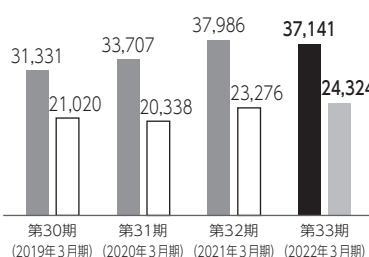
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



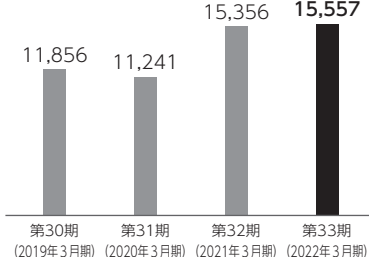
1株当たり当期純利益 (単位：円)



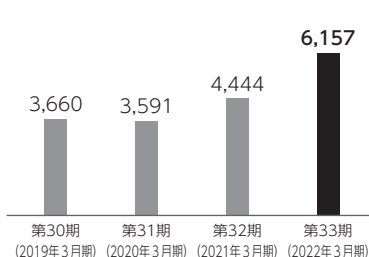
総資産・純資産 (単位：百万円)



運用資産残高の推移 (単位：億円)



基礎収益 (単位：百万円)



※上記グラフは御参考です。

※基礎収益とは、残高報酬(手数料控除後)の金額から経常的経費を差し引いた金額であり、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標です。

		第30期 (2019年3月期)	第31期 (2020年3月期)	第32期 (2021年3月期)	第33期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
営業収益	(百万円)	11,239	12,476	14,295	14,043
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	3,246	2,301	3,468	4,070
1株当たり当期純利益	(円)	16.12	11.48	17.35	20.37
総資産	(百万円)	31,331	33,707	37,986	37,141
純資産	(百万円)	21,020	20,338	23,276	24,324

(注1)第33期の財産及び損益の状況につきましては、「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

4. 対処すべき課題

有史に残るであろうパンデミックや地政学リスクが顕在化する中においても、引き続き安定した運用成績を維持した結果、当年度のグループ運用資産残高（AUM）は前年度末比1.3%増加し、1兆5,557億円（注1）となりました。

成功報酬が前期比61.8%減の12億8百万円と大幅に減少したことにより、営業収益は前期比1.8%減の140億43百万円にとどまりましたが、残高報酬は前期比15.2%増の125億77百万円となり、さらに費用面も引き続き適切にコントロールしたことで、事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す指標である基礎収益（注2）は、前年度比38.5%増の61億57百万円（前年度は44億44百万円）と、2007年3月期を超えて過去最高となりました。

来年度についても当社グループの厚い人財力、投資力によって運用パフォーマンスの質を維持し、増収増益を目指すとともに、当社グループのミッションである「世界を豊かに、健康に、そして幸せにする」を実現するため、ESG（注3）への取り組みを通じて継続的な企業価値向上を実現すべく、主として以下の課題に取り組んでまいります。

課題の第一として、2026年3月期までに運用資産残高（AUM）3兆円を達成するため、市場に影響されない安定的な投資戦略と収益性の高い投資戦略によるハイブリッドのビジネスモデルを、引き続き強化・拡大してまいります。

成長実現のための4本柱（「日本株式」「ワンアジア株式」「実物資産」「プライベートエクイティ」）という、従来からの高収益な上場株式の投資戦略と安定性の高い実物資産/プライベートエクイティ投資戦略のAUMを、2026年3月末までに3兆円に増加させることを当面の目標としてそれぞれ引き続き強化することに加え、今後も当社グループならではの革新的な投資戦略を継続的に構築し、ビジネスモデルをさらに多様化・安定化することで、持続的な企業価値向上を実現してまいります。

また、日本株式サステナブル投資戦略や再生可能エネルギー投資戦略など、直接的にESGを投資対象とすることが明確な個別の投資戦略以外の投資戦略も含めたビジネスモデル全体と、当社グループのミッション、ビジョン、パーパスなどと合わせて、当社グループのマテリアリティ（重要課題）などサステナビリティについての取組みを明確にし、投資対象の多角化によるシナジー効果など、当社グループの強みについて株式市場と適切に対話することで、株式市場から適切にご評価いただけるようIR活動にも取り組んでまいります。

4本柱についての、当面の主な課題は以下の通りです。

日本株式投資戦略については、例えばこの4月にも、代表的な外部評価機関であるR&I社から、国内株式コア部門において、2年連続で10年のトラックレコードで最優秀賞をいただくなど、長期にわたる安定して高いパフォーマンスを背景に、当年度1,000億円のAUMを回復したロング・ショート戦略や、エンゲージメント戦略など収益性の高いオルタナティブ商品への取組みをさらに強化してまいります。

また、欧州などを中心にESG投資への需要がさらに加速する中、サステナブル投資戦略について、特に海外機関投資家から引き続き強いご関心を寄せて頂いております。ESG投資の基本的な考え方については、創業以来運用調査活動において意識してきたことであり、具体的なESG投資に関する調査・分析も非常に早い時期から積み重ねてまいりました。今後もただ闇雲に規模を追うのではなく、質の高い運用を継続しつつAUMを拡大させてまいります。

ワンアジア株式投資戦略については、日本・韓国・香港の3拠点が一丸となった運用力強化が成果に結びつつあり、韓国子会社は6年ぶりに黒字化しました。中長期的には、今後のアジアの成長を取り込む本投資戦略を日本株式投資戦略と同規模以上に成長させるべく、時間を掛けて重層的で高品質な運用体制を構築してまいります。

実物資産投資戦略については、太陽光から、バイオマスや地熱など引き続き高い投資リターンが見込まれる発電所へと、開発の重点を移すとともに、グリーン水素（注4）やコーポレートPPA（注5）など、固定価格買取制度後を見据えた投資戦略の開発を、引き続き積極的に進めてまいります。

プライベートエクイティ投資戦略については、「カーボン・ニュートラル」に資する会社も新たに投資対象に含めた未来創生3号ファンドの募集を開始し、2022年3月末AUMは515億円になりました。今後、未来創生1号、2号ファンドが投資した企業が、株式市場に上場する等エグジットすることに伴う売却益の一部が、当社グループの成功報酬として計上されてまいりますので、この成功報酬を最大化するためにも引き続き売却活動に注力してまいります。その他、宇宙フロンティアファンドや日本モノづくり未来ファンドについても、投資を着実に実行し、質の高い投資を通じて、革新的な技術やビジネスモデルで世界をリードする企業を発掘・育成し、未来社会に貢献することを目指してまいります。日本で最大級のベンチャー投資会社として、今後も当社グループらしい新しい投資機会を発掘することで、引き続き本投資戦略の拡大を進めてまいります。

さらに上記の4本柱に加えて、AIの利用が前提となった新しい時代の成長領域であるエネルギー、医療・介護、金融などと、量子コンピュータなどの新しい道具が結びつく領域へ、保守的な財務運営方針のもと、一定の自己資金やグループ内リソースを割り当て、これまで築いてきた投資力をベースに新しいビジネスを作りこむことで事業ポートフォリオを拡大し、ROEの向上に貢献する当社グループらしい投資をさらに進めてまいります。またこのような成長領域への投資を通じて、新しいビジネスをゼロから生み出す企業文化と起業家精神を活性化し、これまでのファンドビジネスをさらに強化するとともに、企業文化や変わらない投資哲学を次世代に継承しながら、新しい取り組みを自律的に続けることのできる強い組織を創造してまいります。

課題の第二として、今後の成長に向けて、ポスト・コロナ時代に適応した新しいビジネスの進め方、働き方を構築するため、改めて大切にすべき価値観を再定義し浸透を図ってまいります。

一昨年春の新型コロナウイルス感染症拡大以降、概ね全ての業務を、職員の自宅などからリモートで対応出来るよう社内DX化を加速させるとともに、当年度はそれらのセキュリティ面での強化も行いました。これらハード面での

対応に加え、今後はソフト面への対応として、当社グループに合った時短勤務制度、在宅勤務制度を拡充するなど、育児・介護、共働き、ハンディキャップなど職員が置かれた様々な状況下でも、当社グループに貢献し続ける意思と能力を持った優秀な職員が働き続けることができる就労環境を、より充実させてまいります。

一方で、職員が様々な状況下で物理的・時間的に離れて働く場合、これを自然に放置しておくことで遠心力が働きやすくなることが予想されます。これまで当社グループが大切にしてきた“現地現物”やコミュニケーションの重要性といった価値観の共有、経営者との直接対話などボトムアップ・アプローチによる調査活動、投資哲学など当社グループの特徴を丁寧に直接ご説明することを重視した営業活動など、これら当社グループを特徴づけるビジネスの根幹をなす様々な活動において、これまで以上に求心力を働かせる工夫が必要となります。そこでまず当年度は、海外子会社を含む全職員を10名程度の小グループに分け、創業者・グループCEOである阿部が、全グループとリモートで直接対話するセッションを設けました。その中で、阿部自身の言葉で全職員に話しかけることで、当社グループの歴史や価値、ユニークさについての議論を促し、理解を深め、改めてグループ全体でベクトル合わせを行いました。

今後は、これら一連のセッションを集約し、言葉にした当社グループの「憲法」とも呼ぶべきパーパス、ビジョン、ミッション、バリューを、株主や投資家などステークホルダーの皆様にも共有させて頂くと共に、グループ内で浸透させる取り組みを具体的に進めてまいります。

当社グループのビジネスは「人が全て」と言っても過言ではありません。全職員と共に再確認した当社グループの「憲法」のもと、ジェンダー、国籍、新卒者と中途採用者、シニア・ベテランと若手など、様々な多様性を互いに尊重し、優秀な人材同士が引き続き互いに切磋琢磨し、成長の機会が与えられて自らの成長を実感できる場を提供することで、従業員エンゲージメントを高めてまいります。

課題の第三として、次世代のマネジメントを育成、登用し、合わせてガバナンス体制を高度化してまいります。

当社グループにとって次世代のCEO選任は、引き続き非常に大きな経営課題であることから、取締役会は、客観性・適時性・透明性ある手続きを確立し、十分な時間と資源をかけて、CEOの後継者計画の策定・運用を具体化し、後継者候補を育成してまいります。

次世代を担うマネジメントの必要条件としては、当社グループにおいては1989年の創業来、投資先候補企業を一社一社徹底的に調べ、現場に赴いて実際に目で見て判断する“現地現物”による調査活動、いわゆるボトムアップ・アプローチを徹底しておりますが、こうした日々の地道な活動の積み重ねなど、当社グループ役職員が自然と共有している価値観をしっかりと共有・実践できていることの他、単に高い専門性や経験を備えるだけではなく、人格的にも優れていることが極めて重要です。このような要件を充たした人材に対して、より高い課題を与えて自覚を促していく他、異業種を含め、社外から採用した優秀な人材をある程度の時間を掛けて育成し、これらを競わせ、衆目が認める結果を残した人材を、次世代のCEOとして登用してまいります。

当社は、第31回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へガバナンス体制を移行することで、経営の監督と執行の分離を明確にして取締役会の監督機能を強化するとともに、取締役会から業務執行権限を大幅に委譲するこ

とによって業務執行の迅速化を実践する過程で、優れたマネジメント人材を育成することを目指しております。また、課題の第一でも触れた「新しい時代の成長領域への投資」など、CEO自らがリードするプロジェクトに参加すること等によって、ビジネスの創り方について直接CEOから学ぶ機会を作っております。さらに、これまで社内勉強会「バフェット・クラブ」やOJTなどを通じて、投資の型・技を伝承し、投資家を育成してきたプロセスを、起業家の育成プロセスにも応用することで、次世代のCEO育成にも役立ててまいります。その他、課題の第二でも触れた、当社グループの新しい「憲法」とも呼ぶべき企業理念等を浸透させていくことで、創業時から大切にしている創業者の想いを、次世代のCEOが中心となって運営する組織にもしっかりと引き継いでまいります。

当社は本年4月4日より、東京証券取引所の新市場区分「プライム市場」に移行しております。プライム市場の上場企業には、より高いガバナンス水準を備え、グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットすることが求められております。当社グループには、日本初の独立系上場投資会社として、スチュワードシップ・コードとコーポレート・ガバナンス・コードの両方を高いレベルで実践する責務があります。この責務を全うするためにも、当社グループらしい、時代の要請に沿ったガバナンス体制の高度化を常に模索、実践してまいります。

(注1) 当年度末(2022年3月末)運用資産残高は速報値です。

(注2) 「基礎収益」とは事業の持続的かつ安定的な基盤となる収益力を示す経営指標であり、その算定方法は以下のとおりです。

基礎収益＝残高報酬(手数料控除後)－経常的経費

(注3) ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったものであり、企業が中長期的な成長を目指すために、これら3つの視点が重要であるとされています。

(注4) グリーン水素とは、水を電気分解し、水素と酸素に還元することで生産される水素のことです。この水素を利用し、酸素を大気中に放出することで、環境へ悪影響を与えずに水素を利用することができます。電気分解するためには電気が必要ですが、グリーン水素を作るためのプロセスは、再生可能エネルギーを利用することで二酸化炭素を排出させることなく、水素を製造することができます。

(注5) コーポレートPPA(Corporate Power Purchase Agreement)とは、企業や自治体などの法人(電力需要家)が発電事業者から再生可能エネルギーの電力を、直接、長期(通常10~25年)間、購入する契約のことを指します。一般的には、固定価格買取制度(FIT)やフィード・イン・プレミアム(FIP)のような国による再エネ買取制度との対比で用いられ、公的な再生可能エネルギー支援制度を使わず、民間企業と独自に再生可能エネルギー電力の長期買取契約を結ぶスキームを意味します。

5. 企業集団の主要な事業セグメント (2022年3月31日現在)

当社グループは、スパークス・グループ株式会社を持株会社として、日本及び海外子会社で構成される、資産運用業（投資顧問業・投資信託委託業）を中核業務とする企業集団であります。

当社グループが提供する資産運用業は主として、日本の上場株式及び日本を含む世界の国々の非上場株式を投資対象とした調査・運用をスパークス・アセット・マネジメント株式会社、再生可能エネルギー発電事業などを投資対象とした調査・運用をスパークス・アセット・マネジメント株式会社及びスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社、再生可能エネルギー発電所の開発・運営管理をスパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社、不動産を投資対象とした調査・運用をスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社、韓国株式を投資対象とした調査・運用をSPARX Asset Management Korea Co., Ltd.、アジア株式を投資対象とした調査・運用をケイマン諸島籍のSPARX Asia Capital Management Limitedの100%子会社であり、香港を主要拠点とするSPARX Asia Investment Advisors Limitedが行っております。



6. 企業集団の主要拠点等 (2022年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な事業所

名称	所在地
当社	東京都港区
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国ソウル市
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都港区
SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国・香港特別行政区
スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	東京都港区
スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都港区

(2) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
173名	7名減

(注) 当社グループは、投信投資顧問事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
38名	2名減	47.9歳	10.5年

(注) 1. 使用人数は派遣社員、契約社員、子会社への出向者を除き、子会社の兼務者を含む就業人員であります。なお、平均勤続年数は、グループ各社における勤続年数を通算しております。

2. 前事業年度末比増減には、グループ内異動による増減を含んでおります。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名称	主要な事業内容	出資比率 (%)
SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	資産運用業	100.0
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	資産運用業	100.0
SPARX Asia Investment Advisors Limited	資産運用業	100.0 (100.0)
スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	再生可能エネルギーにおける発電 事業及びそのコンサルティング	100.0
スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	資産運用業	100.0

(注) 1. 出資比率の () 内の数値は、間接所有の割合で内数であります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

8. 主要な借入先及び借入額の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	5,000
株式会社みずほ銀行	2,000
株式会社三井住友銀行	2,000

9. 剰余金の配当等の決定に関する事項

該当事項はありません。

10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 株式の状況に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 **644,000,000株**
2. 発行済株式の総数 **209,577,400株 (自己株式7,699,210株を含む)**

(注) 上記自己株式には、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式2,466,900株を含めておりません。

3. 株主数 **12,926名**
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
阿部修平	77,868	38.6
株式会社阿部キャピタル	30,370	15.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,635	5.8
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST.BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	6,394	3.2
清水優	6,002	3.0
CITIBANK UK LIMITED AS DEPOSITARY FOR QUILTER INVESTORS JAPANESE EQUITY FUND A SUB FUND OF QUILTER INVESTORS OEI C	5,520	2.7
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,956	1.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口・76095 口)	2,466	1.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH, LUXEMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS: CLIENT OMNI OM25	1,720	0.9
深見正敏	1,473	0.7

(注) 1. 当社は、自己株式7,699,210株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 上記持株比率算出上、自己株式7,699,210株は控除しております。

III 新株予約権等の状況に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※取締役社長	阿部 修平	グループCEO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長 CEO
※取締役副社長	深見 正敏	グループCOO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 スパークス・グリーンエネルギー&テクノロジー株式会社 取締役 スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社 取締役会長
※取締役専務	藤村 忠弘	グループCIO スパークス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役専務 CIO シニア・ファンド・マネージャー SPARX Asia Investment Advisors Limited Director
取締役 (監査等委員)	木村 一義	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 大和ハウス工業株式会社 社外取締役 株式会社コジマ 取締役 株式会社ビックカメラ 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	能見 公一	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問 西本Wismettacホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	中川 俊彦	スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役 株式会社オフィス中川 代表取締役 あすか少額短期保険株式会社 社外監査役

- (注) 1. ※は代表取締役であります。
2. 監査等委員である取締役 木村一義氏、能見公一氏及び中川俊彦氏は社外取締役であります。なお当社は各氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。
3. 当社は、監査等委員会の職務を内部監査部門が補助し、内部監査部門には常勤の職員 (部門長1名、部員1名) を配置し、また監査等委員会の事務局を務めるなど緊密に連携をとることで組織的な監査を実施しているため、常勤の監査等委員を選定していません。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の取締役、監査役等を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。また、保険料は全額会社が負担しております。

4. 取締役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	30 (-)	30 (-)	0 (-)	- (-)	3 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24 (24)	24 (24)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	54 (24)	54 (24)	0 (-)	- (-)	6 (3)

(注) 1. 上記以外に、当事業年度において、社内役員が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等は236百万円であり、そのうち92百万円は固定報酬、144百万円は業績連動報酬等であります。

2. 上記以外に、当事業年度において、社外役員が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等は4百万円であり、その全額は固定報酬であります。

ロ. 役員報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年6月9日開催の第31回定時株主総会において、年額1,500百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。

監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月9日開催の第31回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

・方針の決定方法

取締役会の任意の諮問機関である任意の指名・報酬委員会において議論し、同委員会から答申された結論を尊重して2021年2月19日開催の取締役会において決議しております。なお同指名・報酬委員会は、代表取締役社長を委員長とし、全ての社外取締役（3名）を委員として構成されております。委員である社外取締役は、いずれも企業経営者としての経験および他の上場会社等の社外役員の経験が豊富であること等から、役員報酬に関する深い見識を有しており、建設的な議論が行われております。

・方針の内容の概要

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置づけ、当社グループのミッション、ビジョンに共感し、“現地現物”やコミュニケーションの重要性といった価値観を共有し、高い知見・見識を備え、優れた人間性を有する者が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて動機付けられるよう、また金銭的なモチベーションだけでなく、仕事のやりがい等の非金銭的なモチベーションも強く感じることでできるよう役員報酬制度を構築し、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で報酬等を決定しております。

役員報酬の具体的な内容は、(i)固定報酬、(ii)短期業績連動報酬（業績賞与）、(iii)中長期業績連動報酬の3つから構成されています。当社グループの主たる事業である投信投資顧問業は、業績が経済情勢や相場環境によって大きな影響を受けることから、固定報酬の比率を相対的に低く抑え、逆に短期及び中長期業績連動報酬の割合を相対的に高くすることでステークホルダーと利害が一致するよう努めております。具体的には、目標が概ね達成された場合にこの比率が3：7程度になるように報酬制度を設計しています。また、トータルとしての報酬水準は、報酬コンサルタントなど外部の第三者から提供を受けた東証一部上場会社の役員報酬に関するデータや日

本に所在する運用会社の役員報酬に関するデータなどを参考にして同業他社に比して魅力的で、優秀な人材を惹きつけるに足る市場競争力ある水準となるように留意しております。

(i) 固定報酬

当社は持株会社であり、当社の取締役の主として期待される役割は、専らグループガバナンスの維持・向上を図るものであることから、当社における報酬額は原則として常勤・非常勤の別、役職に応じた固定報酬額のみとしております。

また、グループの事業子会社役員等を兼務し、グループにおける業務執行にも責任を持つ当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）への報酬等は、グループ全体に対する職責等に応じて各人の報酬等の総額を決定した上で、上述した持株会社である当社における固定報酬額を控除し、残額を兼務する事業子会社において固定報酬等として支給しております。なお、当該固定報酬は、12等分した定額を、毎月金銭にて支給しております。

(ii) 短期業績連動報酬（業績賞与）

当社グループ業績に関する計数の状況を分析し、更に株主への還元総額や内部留保額、来期以降の経営環境や経営計画・資金計画、業績見通しなど総合的に勘案した上で、前年度賞与と支給実績との比較等から、年度グループ利益の一定割合をグループ全役員職員の賞与原資として決定します。合わせて、その賞与原資に占める取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する賞与配分割合も決定します。

次に、下記当社グループの重要な経営指標の目標と実績を比較する他、グループ業務執行への貢献度合い、個人目標の達成度合い等、役位別担当業務別に評価ウェイトを変え、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の評価を定量及び定性的の両面から行います。

- ・ 効率性：ROE
- ・ 安定性：基礎収益力
- ・ 収益性：営業利益
- ・ 最も基本的な経営指標：AUM純流入額

最後にこの評価に基づき、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績賞与額を決定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く）が兼務する事業子会社において業績賞与を支給します。なお、当該業績賞与は翌年度初めに金銭で支給しております。

(iii) 中長期業績連動報酬

当社グループの中長期的な成長へのコミットメントをより確実なものとするため、中長期目標の達成度合いおよび個人目標の達成度合いに応じて、当社株式を取得することを前提にした、当社株価連動報酬を支給しております。なお当該報酬に関する中長期目標や役位別に異なる株式付与マトリックスについても、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会において議論され、その結論を取締役会にて決議しております。

また当該報酬は、連結会計年度末に報酬算定の前提となる株式数を決定した後、実際の報酬支給時まで3年間の留保期間を設けており、最終的な支給額は3年後の株価によって確定すること、またその時点で株式の取得を前提としていること、更に当該留保期間に、当社グループの各種規則に定める遵守事項および義務に違反する行為を行ったことが判明した場合、取締役を解任された場合や取締役を辞任した場合には支給されないこと等から、株主などステークホルダーとの利害が中長期的に一致した報酬であると考えております。なお、代表取締役社長については、すでに保有株式数が一定以上に達していることから、当該報酬の支給対象に含まれておりません。

なお、当該報酬の代替として、第6号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」が原案通り承認された場合には、当該報酬は第6号議案の業績連動型株式報酬に置き換わります。

・当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会における議論が、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること、また十分に多角的な検討がなされていること等を確認した上で、指名・報酬委員会の答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 監査等委員である取締役の報酬等

当社の監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

当社は持株会社であり、当社の監査等委員である取締役に主として期待される役割は、専らグループガバナンスの維持・向上を図るものであることから、当社における報酬額は原則として固定報酬額のみとしております。また、グループの事業子会社の監査役を兼務する当社の監査等委員である取締役の報酬等は、持株会社である当社における固定報酬額に加え、兼務する事業子会社における監査役の協議によって決定しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 取締役 木村 一義

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役

大和ハウス工業株式会社 社外取締役

株式会社ビックカメラ 代表取締役社長

株式会社コジマ 取締役

スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査等委員である取締役として、金融業界における豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。

また監査等委員として、監査等委員会17回全てに出席し、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

(2) 取締役 能見 公一

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役

株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション 顧問

西本Wisemttacホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス 社外取締役（監査等委員）

スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② **会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係**

該当事項はありません。

③ **当事業年度における主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要**

当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査等委員である取締役として、金融業界における豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。

また監査等委員として、監査等委員会17回全てに出席し、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

(3) 取締役 中川 俊彦

① **他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役

株式会社オフィス中川 代表取締役

あすか少額短期保険株式会社 社外監査役

スパークス・アセット・マネジメント株式会社は当社の子会社であり、当社は同社より一部管理業務を受託し、また一部業務を委託しております。また、当社と同社以外の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② **会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係**

該当事項はありません。

③ **当事業年度における主な活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要**

当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、監査等委員である取締役として、金融業界における豊富な経験と見識を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、持続的成長を促し中長期的な企業価値向上を図るため、議案・審議等につき適時適切な発言、助言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員（含む、グループ執行役員）報酬制度・評価制度の設計・運用に関する議論に貢献しております。

また監査等委員として、監査等委員会17回全てに出席し、主として法令遵守及び内部統制システムの確立の観点から行った監査の結果を報告すると共に、意見を述べております。

V 会計監査人の状況に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 25百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役等及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、監査時間数や人員体制などの監査計画の内容、監査の実施状況、監査報酬の推移及び当該事業年度の報酬見積もりの内容を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
3. 当社の重要な子会社のうち、SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.及びSPARX Asia Investment Advisors Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っているときは、その非監査業務の内容

分別保管に関する内部管理体制検証業務
グローバル投資パフォーマンス基準の検証に係る業務
受託業務に係る内部統制の整備状況の検証業務

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任することができるものとします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

5. 会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当社が事業報告の内容とすることが適切であるものと判断した事項

該当事項はありません。

7. 会計監査人と当社との間で会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しているときは、当該契約の内容の概要

該当事項はありません。

8. 会計監査人と当社との間で会社法第430条の2第1項の契約（補償契約）を締結しているときは、当該契約の内容の概要

該当事項はありません。

9. 当事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

VI 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

連結計算書類 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第33期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	22,723
現金・預金	19,199
前払費用	245
未収入金	971
未収還付法人税等	22
未収委託者報酬	1,048
未収投資顧問料	965
預け金	203
その他	67
固定資産	14,418
有形固定資産	789
建物及び構築物	61
工具、器具及び備品	90
機械装置	421
車両運搬具	0
土地	74
リース資産	140
無形固定資産	9
ソフトウェア	9
投資その他の資産	13,619
投資有価証券	12,155
長期貸付金	910
差入保証金	74
長期前払費用	86
退職給付に係る資産	18
繰延税金資産	373
資産合計	37,141

科目	第33期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	4,571
短期借入金	2,000
未払手数料	184
未払金	1,526
未払法人税等	438
預り金	82
株式給付引当金	57
長期インセンティブ引当金	13
その他	268
固定負債	8,245
長期借入金	7,000
株式給付引当金	434
長期インセンティブ引当金	123
繰延税金負債	454
その他	232
特別法上の準備金	0
金融商品取引責任準備金	0
負債合計	12,816
純資産の部	
株主資本	22,244
資本金	8,587
資本剰余金	2,555
利益剰余金	14,787
自己株式	△3,685
その他の包括利益累計額	2,079
その他有価証券評価差額金	889
為替換算調整勘定	1,188
退職給付に係る調整累計額	0
非支配株主持分	0
純資産合計	24,324
負債純資産合計	37,141

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第33期
	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
営業収益	14,043
委託者報酬	5,922
投資顧問料	7,188
その他営業収益	932
営業費用及び一般管理費	7,578
営業利益	6,464
営業外収益	118
受取利息	23
受取配当金	4
為替差益	55
補助金収入	18
雑収入	15
営業外費用	341
支払利息	65
支払手数料	2
投資事業組合運用損	160
持分法による投資損失	101
雑損失	11
経常利益	6,241
特別利益	663
投資有価証券売却益	663
特別損失	560
投資有価証券評価損	560
税金等調整前当期純利益	6,345
法人税、住民税及び事業税	2,211
法人税等調整額	62
当期純利益	4,070
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	4,070

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

第33期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	8,587	2,555	13,116	△3,549	20,709
会計方針の変更による累積的影響額			△168		△168
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,587	2,555	12,948	△3,549	20,541
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,231		△2,231
親会社株主に帰属する当期純利益			4,070		4,070
自己株式の取得				△249	△249
株式付与ESOP信託による自己株式の処分				114	114
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,839	△135	1,703
2022年3月31日残高	8,587	2,555	14,787	△3,685	22,244

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2021年4月1日残高	1,516	1,048	1	2,566	0	23,276
会計方針の変更による累 積的影響額						△168
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,516	1,048	1	2,566	0	23,108
当連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,231
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,070
自己株式の取得						△249
株式付与信託による自 己株式の処分						114
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）	△626	140	△1	△487	－	△487
当連結会計年度中の変動額合計	△626	140	△1	△487	－	1,216
2022年3月31日残高	889	1,188	0	2,079	0	24,324

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第33期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	8,051
現金・預金	5,434
未収入金	2,395
前払費用	101
短期貸付金	120
その他	0
固定資産	20,120
有形固定資産	68
車両運搬具	0
土地	68
無形固定資産	0
ソフトウェア	0
投資その他の資産	20,052
投資有価証券	11,572
関係会社株式	7,142
その他の関係会社有価証券	320
長期貸付金	910
差入保証金	21
その他	84
資産合計	28,172

科目	第33期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	2,973
短期借入金	2,000
未払金	738
未払法人税等	200
その他	34
固定負債	7,548
長期借入金	7,000
繰延税金負債	452
その他	95
負債合計	10,521
純資産の部	
株主資本	16,765
資本金	8,587
資本剰余金	3,288
資本準備金	130
その他資本剰余金	3,157
利益剰余金	8,575
利益準備金	966
その他利益剰余金	7,609
繰越利益剰余金	7,609
自己株式	△3,685
評価・換算差額等	885
その他有価証券評価差額金	885
純資産合計	17,650
負債純資産合計	28,172

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第33期
	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
営業収益	3,386
関係会社業務受託収入	576
投資事業組合管理収入	2,728
その他業務受託収入	82
営業費用及び一般管理費	3,424
営業損失 (△)	△37
営業外収益	4,180
受取利息	8
受取配当金	4,162
雑収入	9
営業外費用	243
支払利息	61
支払手数料	2
為替差損	13
投資事業組合運用損	156
雑損失	9
経常利益	3,899
特別利益	663
投資有価証券売却益	663
特別損失	1,223
投資有価証券評価損	560
関係会社株式評価損	663
税引前当期純利益	3,339
法人税、住民税及び事業税	165
法人税等調整額	4
当期純利益	3,170

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第33期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
2021年4月1日残高	8,587	130	3,157	3,288	743	6,893	7,637	△3,549	15,962
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					223	△2,454	△2,231		△2,231
当期純利益						3,170	3,170		3,170
自己株式の取得								△249	△249
株式付与ESOP 信託による自己 株式の処分								114	114
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	223	715	938	△135	802
2022年3月31日残高	8,587	130	3,157	3,288	966	7,609	8,575	△3,685	16,765

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	1,517	1,517	17,480
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△2,231
当期純利益			3,170
自己株式の取得			△249
株式付与ESOP 信託による自己 株式の処分			114
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△632	△632	△632
事業年度中の変動額合計	△632	△632	170
2022年3月31日残高	885	885	17,650

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

スパークス・グループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 岩部俊夫
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 市川克也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スパークス・グループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・グループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

スパークス・グループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市川 克也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スパークス・グループ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、代表取締役社長・経営幹部との意見交換を行いました。また、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている内部統制システムについて、上記のとおり取締役及び使用人等からその運用及び構築の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、内部監査部門からは、その実施した監査の結果に基づき内部統制に関する評価の報告を受けました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。尚、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うと共に、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月6日

スパークス・グループ株式会社 監査等委員会

監査等委員 木村一義 ㊞

監査等委員 能見公一 ㊞

監査等委員 中川俊彦 ㊞

(注) 監査等委員木村一義、能見公一及び中川俊彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

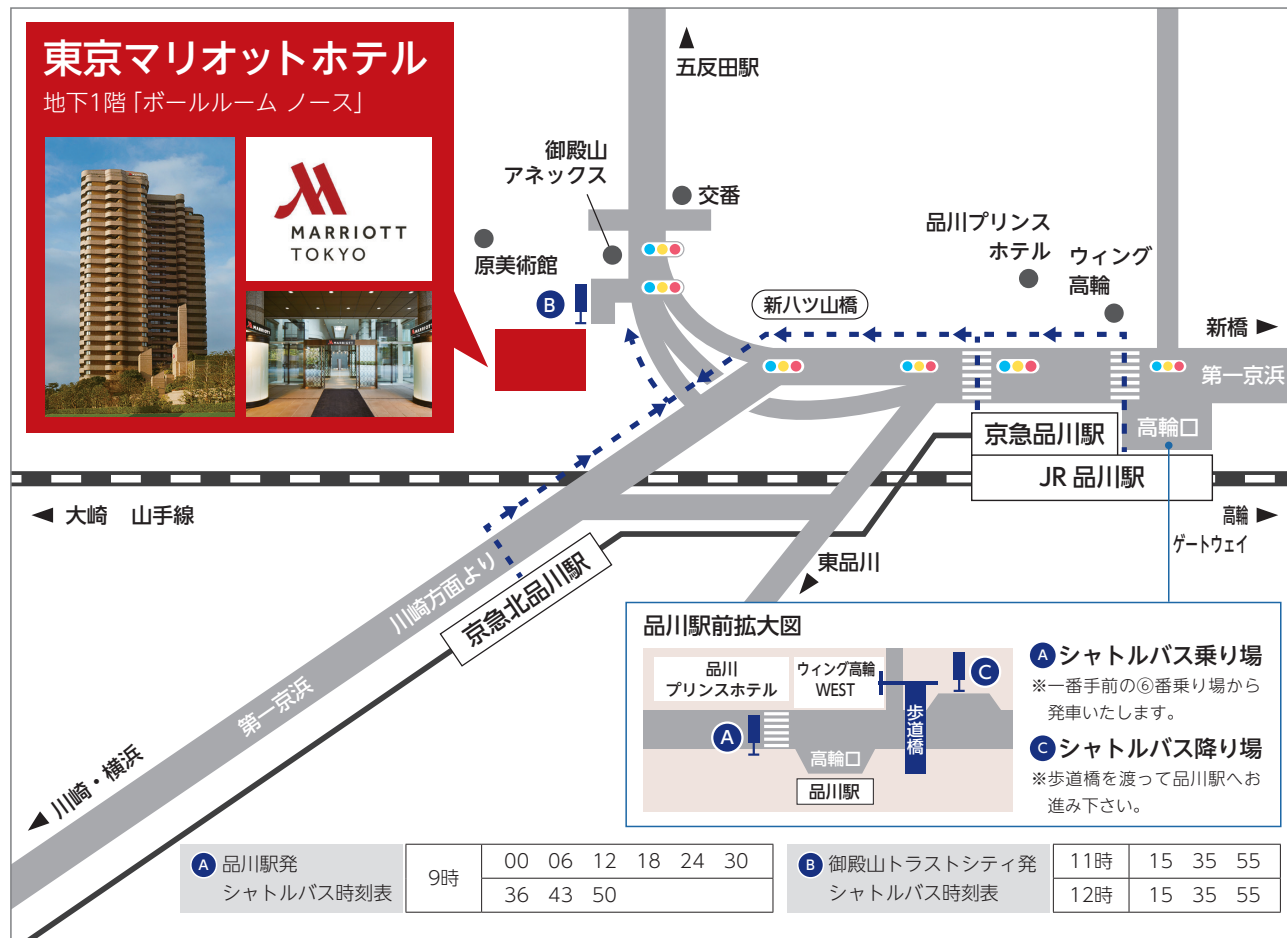
メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

株主総会会場 ご案内図

東京都品川区北品川四丁目7番36号

東京マリオットホテル 地下1階 「ボールルーム ノース」



交通

電車

- JR各線 品川駅 高輪口より…徒歩10分
- 京浜急行 北品川駅より…徒歩3分

バス

- JR品川駅（高輪口）より会場へのシャトルバス（御殿山トラストシティ行き）も運行されております。

・お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



スパークス・グループ株式会社
<https://www.sparx.jp>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

